

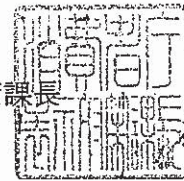


消表対第 412 号
平成 23 年 8 月 4 日

法令適用事前確認手続回答通知書

渡部 義彦 殿

消費者庁表示対策課長



平成 23 年 7 月 14 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号)第 4 条第 1 項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号)第 4 条第 1 項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的事実については、下記 2 の「見解及び根拠」のとおりであれば、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号)第 4 条第 1 項の対象とならない
- 2 当該事実が不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号)第 4 条第 1 項の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

放射性物質の分析結果が暫定規制値以下であったことを情報提供することは、法令上の規制はなく、事実であれば問題ありません。

分析機関に放射性物質の分析依頼を行い、その結果に基づき、委託した分析機関名(自社分析の場合は自社分析である旨)及び検査日を明記の上、

- ・暫定規制値以下であった旨
- ・具体的な検出値(〇〇ベクレルなど)

などの表示を行うことは、原則問題となることはありません。